

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信5号
2011. 12. 14

“成年被後見人に選挙権の回復を”

院内集会 特集号

成年後見制度による選挙権剥奪を考える
～「もう一度選挙に行きたい」 選挙権の回復を求めて～

2011. 11. 17 13時半～16時

主催：全日本手をつなぐ育成会

会場：衆議院第一議員会館多目的ホール



参加者
132人

Thank you

☆ 基調講演では、今回初めて憲法学者の戸波先生からお話をお聴きできたので、主にその報告を致します。

(敬称は略させて戴きました)



1. 開会挨拶

(全日本手をつなぐ育成会 理事長) 北原 守

全国から多くの参加をいただき、国会議員、専門家の方々にご討議いただくこと、誠にありがとうございます。基本的人権の一つである選挙権が、知的障害のある人や高齢者から、事理弁識能力がないとして画一的に奪われることは、法の下での平等や政治参画の自由を定めた日本国憲法にも抵触しかねない問題です。当会としては、公職選挙法の見直しをもとめて、全国で100万人の署名運動を展開しています。今後もこの運動を強化し、要求を貫徹して参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

★5名の議員さんからのご挨拶

ご挨拶で共通していたことは、「知的障害のある方にとって成年後見制度が大切な権利擁護の制度である。そこに不備もあるという認識」「選挙権剥奪の問題は、政治の側で重く受け止めて取り組むべきことだ」という認識でした。党内で成年後見制度見直しを検討するプロジェクトチームを作っている話や、選挙権問題は立法院で超党派で頑張りたいとの表明や、立法院として恥ずかしいことで政治家が決断すればいいことなのだから、裁判に任せず、一刻も早く解決していきますとの力強い言葉もいただきました。(編集担当 記)

ご挨拶をいただきました。

民主党;中根康浩議員(衆) 初鹿明博議員(衆)

自民党;福岡資麿議員(参)

公明党;山本博司議員(参) 谷合正明議員(参)

秘書の方が代理で参加されました。

民主党;菊田真紀子議員(衆) 逢坂誠二議員(衆)

斎藤嘉隆議員(衆) 大西孝典議員(衆)

自民党;塩崎恭久議員(衆)

公明党;高木美智代議員(衆) 大口善徳議員(衆)

共産党;井上哲士議員(参)

2. 当事者から「もう一度選挙に行きたい」（東京・埼玉・札幌の訴訟の原告、家族、弁護人が参加）

- 原告の名兒耶匠さんと浅見寛子さんのDVD

P7 参照

購入できます

『私たちが選挙をしたらいけないですか？』の上映。



被後見人になったお二人ですが、家事や好きな仕事を自分の意思で生き生きと行なっている様子や楽しい会話が流れ、また、選挙で誰に投票するかをどうやって決めていたのか、早くまた選挙に行きたいという声も流れました。原告のことを知るために、ぜひ、裁判官に見て欲しい映像です。

- 札幌の原告のお母さんが、高橋智美弁護士と登壇。

原告は、52才男性、平成16年に被後見人になったが、それまでは毎回選挙に行き、自分の考えで投票していた方です。政治に興味を持ち、テレビ・新聞・雑誌で知識を得て、真摯に選挙に臨んでいたそうです。成年後見制度を利用するときに、選挙権はなくなるとの説明を受けたのに・・・と大変に憤っているようで、「これは、矛盾です！息子にも非難されます」と辛そうなお母さんです。

今年になって、複数後見の手続きに行ったときに調査官から「何か困ったことは？」と聞かれて、息子さんは「選挙！」と答えたのです。それで提訴にふみきられたのです。

札幌の弁護団は13名の弁護士で結成。裁判でも頑張りますが、ぜひ立法的解決をお願いしたい。

3. 署名期間の延長について（全日本手をつなぐ育成会 権利擁護推進センター運営委員長）松井 美弥子

今年8月より始めました「100万人署名活動」ですが、期間を一か月延長して12月末とします。ご家族、ご近所、お友達などもう一声をかけて、さらに関係機関の皆様にもご協力をお願い申し上げ、目標数の署名を集めることを、よろしく願いいたします。年明けには総務大臣様へ署名用紙をお届けし、更に、全国都道府県、政令市育成会正会員の会長様方にご協力いただき、国会請願を目指しております。

4. 基調講演 「成年被後見人の選挙権を制限することの是非」

講師 戸波江二（憲法学者・早稲田大学教授）

はじめに



憲法学者全体なのですが、成年後見制度での選挙権剥奪という欠格条項について、違憲ではないか、という議論はしてこなかった。私も正面から書いたことはなかった。以前、禁治産制度は人権侵害的な制度だから変えるべきということは書いた。それで成年後見という制度になったことは良かったが、欠格条項が公職選挙法に残ってしまったことについては、もっと早くに違憲論を展開すべきだったと思っている。ですから、今回の訴訟提起をよくやってくださったと思っている。

憲法事件での裁判所の立場は、原告がどういう人で、どういう人権侵害で争っているのかを見て、この方は救済しなくては行けない、という判断が出ると原告勝訴の判決になる。ですから今回の訴訟は勝てますし、勝たなければいけない裁判です。私も全面的に支援します。

勝てる理由の一つは「原告は事理弁識能力の全くない方ではないし、今まで選挙権行使をしてきた方。これからも行使できる方。そんな方から選挙権を奪う結果になったのだから違憲だ」。これは有力な理由です。しかし、根本的には、「選挙権者に政治的な判断能力が必要なのか、そこが問われなくては行けない。政治的な判断能力を求めること自体が、憲法違反ではないかという形の議論をすべき」と考えます。東京訴訟での書面にも、そこが書かれていて説得力がある。では憲法学者としてどういう立論をたてるか、と考えて書いたのが今日のレジュメです。まだ未完成ですが、基本的な考え方を説明します。（以下は、要約です）

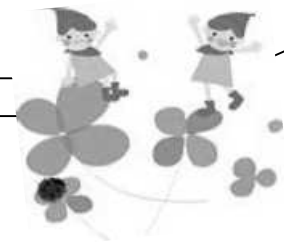


●ポイント I 【選挙権という視点】

・・・憲法15条3項で、成年者による普通選挙を保障する、とある。

なのに、成年被後見人の選挙権を認めないことを正当化できるのか・・・

- ・選挙権が保障されることの意義の一つは、国家構成員の一員として認められること、社会とのつながりが持てることにある。すべての成年者に選挙権を付与され、その選挙権の平等とは一人一票の価値が同じだということにある。
- ・東京裁判では、国は「選挙は公務であるから政治的判断能力が要求される。ゆえに、被後見人の選挙権剥奪は正当だ」としている。だが、選挙を公務と呼ぶのは適切ではない。
- ・選挙権を有しないことの根拠として、事理弁識能力を欠く者とすることができるのか。選挙をしたいと希望している方に、それを法律で禁止することは許されない。また、同じ国民の中に「2級市民」を作ることになり、不当な差別で、人格権を傷つけることである。
- ・公職選挙法11条1項1号が合憲か違憲か、については、厳格度を増した基準、つまり、その立法目的が正当なのかと、立法目的を達成する手段が合理的であるか、を審査基準とするのが妥当だと思う。(東京地裁裁判長の指摘にもありました。)



●ポイント II 【障害者差別の視点】

・・・憲法14条では法の下での平等をうたっている。

ならば、障害者の選挙権の否定を含意している点で不当な差別ではないか？・・・

- ・「障害者の人権」という記載は、日本の憲法にはない。ドイツ基本法では「何人も障害を理由として差別されてはならない」とある。
- ・憲法学説でも「障害者の人権」という議論は少ない。人権は「誰もが持っている権利」と言う中に含まれると考えるからである。しかしそうではない！その権利・人権が、様々な社会状況の中で欠損状態になった人・あるいは自ら主張が難しい人に、救済の手を差しのべる論理を展開すべきが人権論であるから、「障害者の人権」をしっかりと考えるべきだと思う。
- ・日本に憲法裁判所は無い。最高裁での判例で人権問題の解決をしているが、踏襲しているのでなかなか変わらない。国際的な人権の潮流に配慮すべきである。
- ・障害者権利条約・・・障害を理由とする差別の禁止と、そのための合理的配慮がうたわれた。選挙権に関しては、政治に参加する権利があり、国はそれを支援することとされている。
- ・障害者基本法の改正・・・障害者権利条約を配慮した改正になった。社会的な制度や慣行などの影響で生活が制限される人も「障害者」として幅広く定義され、障害の有無にかかわらず個人として尊重され、共生する社会を目指す。選挙における配慮も新設された。





●ポイント III 【成年後見制度の趣旨から】

・・・財産保護・契約上の安全確保が主な目的の制度であるのに、この制度が選挙権否定の理由として用いられることを許すのか。これは制度の誤用である・・・

→それ以上に考えられるのは、人格権・人間の尊厳の侵害(憲法13条)です。

・この制度は、行為能力を助けるための制度、自己決定権を尊重した制度である。例えば、身の回りの事柄については、本人の意思を尊重するとされ、そこでは能力は認められている。それなのに、選挙権能力は否定されている。これが、制度の誤用とする理由である。

・憲法第13条に「すべて国民は、個人として尊重される。」とある。これは人間を大切にすること、という人間の尊厳の保障を含んでいると捉える。そうすると、成年被後見人に選挙権を与えないというのは、まさに、人格権・人間の尊厳の侵害ではないか！



結論として...

- 1、選挙権は、成年者に一律に与えられている権利。欠格条項があつたとしても、それは本当に必要な欠格条項なのか、を厳密に審理すべき。
- 2、能力を選挙権要件としてはいけない。
- 3、選挙権剥奪という欠格条項は、不当な差別である。人格を犯し尊厳を傷つけている。
- 4、障害者の権利保障を強化しようとする世界の潮流に反している。

5. シンポジウム 「選挙権剥奪問題と選挙権の実質的保障について」

杉浦ひとみ（弁護士、後見選挙権訴訟代理人） 細川瑞子（全日本育成会）

【助言者】 戸波江二（憲法学者・早稲田大学教授）

【コーディネーター】大石剛一郎（弁護士、後見選挙権訴訟代理人）



杉浦ひとみ： 裁判で訴えている一番のことは、「なぜ後見を付けると選挙権がなくなるのか？選挙権に能力が必要だというならば、その理由を教えてください、言ってみてください。」ということです。憲法の中では、成年であることという一点を持って選挙権の有無を決めていて、能力のことは書いていない。その上、人は誰でも平等に尊重されるものだともある。これは長い歴史の中で培われてきた人間の英知だと思う。選挙権を奪うことは、それに反している。戸波先生から、憲法学者として、同意見のお話を聞いたことを、とても心強くうれしく思う。

細川瑞子： 成年後見制度は、親として一番の気がかりな、親なき後のことを託せる制度の一つとして、おおいに期待する。しかし、選挙権剥奪問題が分かり、失望も持った。後見類型になる方が8～9割であるという現状の中、この問題に対しての親たちの思いと理論的な裏付けは、戸波先生、杉浦先生に充分にお話していただきました。加えて申すならば、選挙権を失うことは、本人・家族への強いスティグマ（負の烙印、否定的な心理）を与え、二流の人間であることを社会が認めることになる。ノーマライゼーションの原理を受けてできた成年後見制度においては、選挙権剥奪は、本人意思の尊重に反すると同時に、本人の保護にもならないのです。全日本育成会としては、法改正に向けて運動し、訴訟への支援もしていきます。



大石剛一郎： 裁判、運動、こういった集会などで追い風が吹いていますが、憲法論でも問題にならなかったとか、欠格条項が残ったことに何の理由もないわけではないだろう。今後出てくるであろう、有力な反対論はどんな考え方なのか、それをどう克服したらいいか、について教えていただきたい。

戸波江二： 憲法学者の考え方の主流は、政治をつくる選挙だから能力は必要だ、でした。これからも、一部の学者はある程度の能力は必要と論じてくるだろう。(成年後見による剥奪は違憲だと認めても、です)闘い方としては①「能力で語ることが間違い」②「ある程度の能力が必要だとしても、その最低基準は決められない」であるが、ぜひ、①で進んで欲しい。加えて、選挙での社会参加・社会とのつながり・役割をもつことが尊厳であり、選挙権の剥奪は、それを否定されることだという論点も必要です。

大石： 民主主義の根幹をなす重大な権利である選挙権、それを公職選挙法が自ら憲法違反している。このことを立法府で問題にして欲しい、そしてスパッと是正してください、と強く思う。(裁判は長期なので…)

6. 閉会挨拶 片桐宣嗣

(全日本手育成会副理事長)

全国各地からの参加と休憩なしの長い研修会を聴いてくださり、あるがとうございました。私たちには、障害そのものだけでなく、社会での様々な障壁への対応と克服があり、このために育成会として更なる努力をし、皆様方と協力をしていきたい。どうぞよろしくお願ひ致します。

(院内集会報告 文責；村山)

第2553号 **福祉東南** 第3種郵便物認可 2011/11/28

私たちが選挙したらだめ？

「私たちが選挙をしたら、いけないですか」。知的障害のある人たちが、被後見人の選挙権を認めない公職選挙法は憲法違反として、国を相手に裁判を起している。これを人権問題として広め法改正させようと、全日本手をつなぐ育成会は17日、院内集会「成年後見制度による選挙権剥奪を考へる」を開催。130人余が参加し、原告や弁護士らが語り合った。憲法学者の戸波江二氏は「能力があろうとなかろうと憲法が保障する権利を制限することは許されない」と言う。



名兒耶匠さん(右)と杉浦弁護士

東京地域で係争中の名兒耶匠(なまに)氏は、「まだ行きたい」と選挙権の回復を待つ。匠さんの後見人父親の清吉さんも「正当な権利を取り戻したい」と言う。

問題となっているのは、公職選挙法第1条1項の「成年被後見人は選挙権・被選挙権を有しない」という規定だ。これを憲法違反だと訴えた裁判は、埼玉と京都でも起きている。

弁護士杉浦ひとみ・井護士は「成年後見制度は財産管理できるが基準で、選挙の能力があるかないかは判断していない。同じ能力の人がいても後見を申し立てたかどうかで選挙権の有無に違いが出てしまう。権利擁護の制度が重要な権利を奪っている点でも矛盾する。そもそも選挙権を持つために能力が必要か」と主張した。

育成会中央相談室長の細川瑞さんによると、2043人の親が回答した同会の調査(2009年)では、「それまでできた選挙ができなくなるのはおかしい」(48%)、「選挙には行けないう選挙権がなくなくなるのはおかしい」(31%)という問題意識が示された。

本人の知的障害の程度は重

被後見人の訴訟原告ら集会 「能力による権利制限は違憲」

度64%、中軽度が32%。選挙に行っている人は53%で、重度でも選挙に行っている実態があるという。国会では現在、公職選挙法の規定の削除を求め、100万人を目標とする署名活動を展開中だ。

国会でも、この問題を放置できないとの声は出ている。

集会に出席した与野党の議員からは「裁判の結果を待たず立法府が是正すべき」などの発言があった。

◆「成年後見借用は誤用」

憲法学者の戸波江二・早稲田大教授は講演で、「選挙権はすべての成人に与えられた権利であり、能力によって否定すること自体が違憲」だとした。

井護が先行する東京地域で、国会は、「事理弁識能力に欠ける被後見人の選挙権行使は無効」としてきた。

しかし戸波氏は「政治に参加する権利は、事理弁識能力に欠けていようが認められなければならない。行使するかどうかは個人の自由ゆだねられる。事理弁識能力に欠けている人が選挙したいと考えらるなら実は能力に欠けていないのであって、法律で権利を奪うことは許されない」と指摘した。

国側が「選挙は公務なので政治的判断能力が要求される。それを投票時に個別に審査してはならないので成年後見制度を借用している」と主張した点も、戸波氏は「不当な誤用。被後見人全二律に無条件で能力のない人と決めつけ人格を傷つけ、人間の尊厳を侵害している。差別意識も助長する」と指摘し、借用には合理性がないとした。

さらに戸波氏は、「障害者権利条約は障害者の権利保障を強化しよとしており、国際人権の流れを尊重すべき」とも述べた。

院内集会を終えて

院内集会に思う

(後見選挙権訴訟弁護団 大石剛一郎)

院内集会での国会議員らの発言はとても「前向き」で、力強く頼もしかった。

東京地方裁判所も、公職選挙法の規定が憲法違反状態になっている「可能性」を十分に意識して裁判を進めている、と感じる。しかし、「被後見人に選挙権なし」という法律条項は、禁治産制度時代からずっと続いてきたものである。私たちの主張が通るということは、その歴史が否定される、ということである。憲法違反の法律が非常に長い間放置されてきたことが明らかになる、ということである。立法機関も憲法学者も市民も皆、この問題に無関心であり続け、その結果、後見決定を受けた当事者が「不当に選挙権を剥奪される」という重大な不利益を被ってきた歴史が明らかになる、ということである。後見決定を受ける人は自ら十分に権利主張できない人がほとんどである。「それは不当だ」という主張を十分にできない人から、よく考えもせずに、「選挙権」という民主主義の根幹に関わる重大な権利を長く剥奪してきた、ということが明らかになるわけである。国会が裁判所が、私たちの主張を認めるということ、言わば国家ないし社会が犯してきた、重大犯罪について「自白」するということにも等しい。そう簡単には「自白」しないように思う。

このようなことは、他の場面でも行われていないか。例えば、十分に権利主張・反論できない人についても特に何の配慮もなく適用されてきた刑事訴訟手続の法律などはどうか。

権利侵害状態放置の歴史を担ってきた市民の一人であり、かつ、権利侵害を受けてきた当事者の権利主張を代弁しうる(すべき)立場にもある、ということの罪悪感と重責にふるえる。

院内集会を終えて

御礼とさらなる決意

松井美弥子(全日本育成会)

初めての、そして念願の院内集会でしたが、本当にたくさんの方にご参加ただけて成功裏におえることができました。心より感謝申し上げます。登壇いただきました、名児耶様と、お席で発言されました浅見様、そしてお二人の“DVD”は素晴らしかったです。映像は、多くの言葉より、どんなにか人の心に響いたでしょう。

普通に選挙に行っていた人が、後見人を付けたことで選挙にいけなくなったことを悔しい！と発言されていることを、重く受け止めて、署名をさらに集め、また請願へも持ち込んで行かないと…と強く感じました。

登壇いただきました弁護団の杉浦先生、大石先生、関哉先生、札幌からの高橋先生には、裁判だけでなく、育成会運動にもご協力くださり、心強い限りです。憲法学者の戸波先生からは、理論としてもこの運動が間違いないとの確認のお話が聞けた、と解釈しました。力強い応援メッセージにもなって、100倍の勇気を得ました。関東近県の方がたくさん参加いただきまして、また、受付のお手伝い等、事務局を助けていただきましてありがとうございました。皆様、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。



《 DVD「私たちが選挙をしたらいけないですか」を作成して 》



板垣 京子（成年後見選挙権を考える会／台東区親の会）



作成に至るきっかけは、名児耶清吉さんの発想でした。
埼玉の第一回公判でのPPTを使ったプレゼンテーションが強く心に残ったそうです。
「どんなに、言葉や文字で訴えても、分かって頂きたいことのどれだけが伝わっているのだろうか。当事者の声や日常の様子を映像で伝えることはできないか。視覚からも訴えたい。」と支援者間でのメーリングリストに送信されてきました。

真っ先に賛同し、即実行に動かれたの（作成に当たっての会議の呼びかけ）は杉浦先生です。

話は、とても早く決まり、匠さんには杉浦先生が、寛子さんには、お姉さまの豊子さんがインタビュアーと撮影を担当されることになりました。

編集は、ホームビデオのレベルですが、子どもの運動会や文化祭の劇をDVDに編集し、同級生の保護者に配付していた前科もあり、私が担当することになりました。

普段、集会や公判でお見かけするお二人は、とても緊張されていて、いつもの様子が分かりません。撮影された元映像をすべて拝見して、10分程度にまとめる作業をしましたが、集会や公判では見ることが出来ないお二人のいろいろな場面を“作成者の特権”で拝見させて頂きました。

撮影された全ての映像からのセレクトは、とても悩ましいものでした。本来なら、撮影された映像全てを見て頂きたいくらいです。彼女らは演技などをしませんから、本当に自然な姿を見ることができました。

●寛子さんは、日常生活はすべて自分で行っています。

朝起きてから、布団を上げパジャマをたたみ、お弁当作り・買い物・庭掃除・洗い物等々、主婦顔負けの仕事振ります。干し柿を作っているシーンがありますが、実際は高枝鋏で柿を採る場面からあつたのです。柿の皮も最初から最後まで一気にむいていたのですが、編集の都合上、皮むきの途中からの映像となってしまいました。

お姉さま：「選挙に行けなくなったことをどう思いますか」

寛子さん：「悔しいと思います！」

の場面では、寛子さんの顔つきや声が、とても厳しくなったことが印象的でした。

●匠さんも初めは緊張していた表情が、徐々にほぐれて笑顔になって行く様子がとてもよく分かりました。答える時の顔はいつも笑顔で。また、趣味のビーズや編み物のシーンでは、撮影されていることなどすっかり忘れ、いつもの匠さんを見ることが出来たように思います。

ついつい、背後から口を出してしまわれるご両親の声から、匠さんを中心に生活されているご家庭の雰囲気伝わります。

また、ウイットに富んだ匠さんのさりげない言葉に思わず笑われる場面が幾つもありました。「あの感性はお父様：清吉さんのDNAだな～」と…。

各人5分弱の映像で、私達が見ること出来たのは、ほんの一瞬ですが、この一瞬が一日・何か月・何年と繰り返されていて、見ることができない場面の方が多い訳ですから、何を以って、何の能力が欠けていると言えるのか、言える人がいたら、教えて頂きたいくらいです。

機会があれば、できるだけ多くの方に観て頂き、当事者の個性的な魅力を知って頂きたいです。

D
V
D
申
込
は
じ
ま
り
ま
す

DVD申込先： 板垣京子 PC E-mail: ita-tkym@ksf.biglobe.ne.jp

申込の記載：お名前 および所属団体名等 送付先住所と宛名と電話番号 DVDの枚数

DVD= 1枚500円（送料込）

支払方法：500円*枚数分を下記カンパ口座へ振込 ※振込手数料はご負担をお願いします。

カンパ口座： 三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所 普通 0037455

口座名： 成年後見選挙権を考える会



☆ みなさまからの寄稿をお待ちしています。
原告や弁護団へのエール、裁判に思うこと、成年後見制度に関する意見・質問、各地での学習会情報、等々・・・
どうぞお寄せください。

〔裁判の予定〕

さいたま訴訟 第三回口頭弁論 さいたま地裁 105 号法廷 本日 12/14 (水) 11 時半
東京訴訟 第四回口頭弁論 東京地裁 103 号法廷 1/19 (木) 11 時 (10 時半集合)
※どちらも報告会を予定、詳しいことは追ってお知らせします。
京都訴訟 第三回口頭弁論 京都地裁 203 号法廷 12/27 (火) 10 時半～
札幌訴訟 第一回口頭弁論 札幌地裁 805 号法廷 12/15 (木) 午後 1 時半～ 2 時半

カンパのお願い

今後、成年被後見人の選挙権を巡る裁判や各地の運動は、広がりや繋がりを深めていくことが必要です。長期になることも予想されます。そこでこの度、**〔カンパ口座〕**を設けさせていただきました。

皆様からいただいたカンパは、当面は、この弁護団が関わる東京、埼玉での裁判やこれに関わる運動に使わせていただき、関わる裁判や運動の範囲が広がっていった場合は使用の範囲も拡大することになると思いますが、その際は改めて通信などでご連絡させていただく予定です。

具体的な用途： 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等
ご趣旨にご賛同いただける場合、下記口座宛てにカンパをお願いできればと思います。

(2011. 7. 17 後見選挙権訴訟弁護団一同 成年後見選挙権を考える会一同)

カンパ口座

三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所

普通 0037455

口座名 成年後見選挙権を考える会

セイネンコウケンセンキョケンラカンガエルカイ

ありがとう



後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063 sugiura@law.email.ne.jp

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL 03-5501-2151 FAX 03-5501-2150 sekiya@nekonet.ne.jp

その他： 成年後見選挙権を考える会 (通信等) 村山 園 090-9818-5353

sono0424@mx4.ttcn.ne.jp

『成年後見制度選挙権を考える会』のホームページもご覧ください。

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukensenkoken0201/>